



台湾出身者の家族と戸籍 : 「帝国臣民」家族から 「外国人」家族へ

黄, 嘉琪

(Citation)

社会学雑誌, 26:105-117

(Issue Date)

2009-09-30

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCOI)

<https://doi.org/10.24546/81011100>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81011100>



台湾出身者の家族と戸籍

——「帝国臣民」家族から「外国人」家族へ——

黄 嘉 琪

神戸大学大学院人文学研究科学術研究員

本稿では結婚により戸籍と国籍が複雑に絡み合っている日本人の台湾出身者の家族を取り上げ、国籍、戸籍制度の変遷が、海を渡って結婚（国際結婚）をした台湾出身者家族に与えた影響について考察する。

台湾出身者は日本人と婚姻関係を結ぶことによって、日本人との家族を形成した。戦前の戸籍制度において彼らは日本籍の外地人と定義された一方、一九五〇年の父系国籍主義と一九五二年の平和条約により戸籍を喪失し、外国人と分類された。しかしながら、戦後半世紀を経た現在の彼らはほぼ日本国籍を取得し、日本に定住し戸籍謄本による「日本人家族」を作っている。彼らはいかに日本の家族制度の中に包摂されていたのか。その過程を検討するために、国籍を考えるだけではなく、日本の特殊な戸籍の観点

からも考える必要がある。

戦前、台湾出身者は成り行きで恋愛結婚か見合い結婚で日本人から台湾人と結婚した。戦後、歴史変動に影響され「帝国臣民」家族から「外国人家族」になった。一方、台湾人に嫁いだ日本人妻も「日本敗戦」という歴史変動の強制力に翻弄され、「日本籍」を失い、外国人家族の妻になった。さらに、婚姻によって戸籍が変わる、あるいは日本の敗戦によって、国籍が変わるといふ当時の法的・歴史的状況に対して、台湾出身者家族は事実婚、不本意な離婚などの戦略を取ることで対応したことがわかった。このように、戦前から戦後にかけての戸籍や国籍に振り回される台湾出身者「家族」の変遷が明らかになった。

一 問題設定

これまで台湾出身者の日本への移動過程において帝国臣

民教育と移動要因の関連性や終戦前後の定住化過程を分析してきた（黄二〇〇八a、黄二〇〇八b）。本稿では、戦後日本で定住することになった台湾出身者が日本で家族を

形成する過程に焦点を合わせ、彼らが如何に「帝国臣民」^①家族から「外国人」家族になり、さらに「日本人」家族になったのかを戸籍の観点から検証する。

台湾出身者が結婚する場合、戸籍制度と密接な関係がある。戸籍制度は時代とともに変遷し、たとえば戦前の戸籍には、内地籍と外地籍があった。植民地出身者の台湾人及び朝鮮人には日本国籍が与えられたが外地籍と分類された。つまり、内地の日本人と植民地の「日本人」とを同一視することができないため、先天的・生来的の日本人と後天的・人為的「帝国臣民」の身分を区別するために戸籍制度が利用されたのである。すなわち、日本人には「内地籍」が与えられ、内地戸籍法の適用を受けることになるが、台湾人は一九〇五（明治三十八）年に台湾人だけを対象として発効された台湾戸籍令に制約され、「外地籍」が与えられた（図1）。

このように、戦前の家族制度において戸籍と国籍とは不可分の関係にあるが、日本在住の台湾出身者が結婚する場合は、台湾人同士の結婚よりも台湾人と日本人との結婚が多い。そのため、本稿では結婚により戸籍と国籍が複雑に絡み合っている日本在住の台湾出身者の家族を取り上げ、国籍、戸籍制度の変遷が、海を渡って結婚（国際結婚）をした台湾出身者家族に与えた影響について考察する。

「国際結婚」の研究においては、江戸末期から開国後に

かけて、日本人と欧米人の国際結婚に焦点が当てられた（嘉本二〇〇一）。続いて、明治以降、外国人による頻繁な移動が増え、日本人と外国人との婚姻関係も次第に多様になった。とくに、一八九五年の日清戦争による台湾の植民地化、一九一〇年の日韓併合による朝鮮の植民地化により、植民地出身者は「外国人」でありながら、「帝国臣民」となり、「帝国臣民」と「内地」^②日本人との結婚が増えてきた。このような結婚は「内鮮結婚」か「内台共婚」と呼ばれている。しかし、こうした「帝国臣民」と日本人との結婚の研究については、たとえば竹下修子（二〇〇〇）に代表されるように「内鮮結婚」がほとんどであり、「内台結婚」についてはあまり論じられてこなかった。また、こうした研究は、「内鮮結婚」の統計数値を集めて分析するものであり、日本の家族制度の特殊性という観点よりも「国際結婚」に関連した問題性という点が強調される。

したがって本稿では、戦前日本に移動し、これまで周縁的な存在と思われてきた台湾出身者を考察対象として、戦前台湾出身者と日本人との「内台結婚」を「戸籍」制度の視点から分析する。台湾出身者は日本人と婚姻関係を結ぶことによって、日本人との家族を形成した。戦前の戸籍制度において彼らは日本籍の外地人と定義された一方、一九五〇年の父系国籍主義と一九五二年の平和条約により戸籍を喪失し、外国人と分類された。しかしながら、戦

[illegible]

上記の(図1)内地日本入用の戸籍謄本と比較すれば記載事項に種族、種別、阿片吸食、不具、纏足、種痘という異なる項目がある。この種族とは、たとえば、当時の台湾先住民の分類である漢族化された「熟番」と漢族化されていない「生番」の区別があり、内地の「生番」を意味する「生」が記入されていた。日本人の警察官や寄留民の戸籍は「内」とあり、内地人を示しているの、この項目は台湾総督府特有の戸籍であったことがわかるだろう。読み取り方は以下のように参考されたい(表1)。

表 1 植民地台湾総督府の戸籍に関する読み取りかた

項 目	記 載	読み取り方
族 称	士族	士族
	平民	平民
種 族	福	福建
	廣	廣東
	中	中華民國
	清	清国
	支	支那
	内	内地
	朝	朝鮮
	平	平埔族
	高	高山族・高砂族
	生	生蕃
	熟	熟蕃
	外	外国
種 別	一	第一種類：1 国家公務員 2 地方公務員 3 善良及び名望がある人
	二	第二種類：百姓庶民
	三	第三種類：特別人物（法律違反の人、犯人など警察に監視されている人）
阿片吸食	阿	有吸食
	鴉	有吸食
不 具	盲	盲
	啞	啞
	聾	聾
	殘	殘
	白痴	白痴
	瘋癲	瘋癲
纏 足	纏	纏足している
	解	纏足していたが
種 痘	一	第一期接種済（生まれた後接種）
	二	第二期接種済（公学校入学後接種）
	三	第三期接種済（追加接種）
	感	感染個数
	天	天然痘感染

参考資料：台湾高雄市政府民政局 HP

後半世紀を経た現在の彼らはほぼ日本国籍を取得し、日本に定住し戸籍謄本による「日本人家族」を作っている。彼らはいかに日本の家族制度の中に包摂されていたのか。その過程を検討するためにそれらの制度と関係をみながら、国籍を考えるだけではなく、日本の特殊な戸籍の観点からも考える必要がある。

このような観点から、戦前から戦後にかけて彼らが経験した国籍変化を通して「帝国臣民家族」から「外国人家族」に身分が変化し、その後日本国籍を取得した台湾出身者家族が埋め込まれていた社会的・歴史的文脈を明らかにする。

ニ インタビュー調査対象者とその家族

前述したように調査対象者は一九三五年から一九四五年の間に仕事か結婚の理由で渡日し、現在、日本に居住している台湾出身者二三人（男性一七人と女性六人）である。彼らは一九一七年から一九二七

年に台湾に生まれ、日本で子どもを作って家族を形成した。そのうち終戦前、結婚による台湾出身者の家族経歴は表2に示した。

調査対象者のなかで日本人と結婚したのは台湾人妻のUさんや台湾人夫のFさん、Gさん、Hさん、Iさん、Jさん、Kさん、Mさん、Pさん、Qさん、Rさん、Sさん、Tさん、Lさん計一四人である。このうち、Lさん以外は現在すべて帰化している。一方、台湾出身者同士で結婚したのはAさん、Bさん、Cさん、Dさん、Eさん、Nさん、Oさん、Vさん、Wさんで計九人である。彼らは、外地台湾籍を持ったものの、戦後になって中華民国(台湾)籍になったが、一九七〇年代にAさん、Bさん、Cさん以外の六人は帰化した。調査対象者の八割までが帰化している。

彼らは渡日後、どのような家族形成を経験したのであるうか。彼らに対するインタビュー内容と照らし合わせると彼らの家族形成は次の三つに分類される(表3)。すなわち、(一)日本人夫と結婚したケース、(二)日本人妻と結婚したケース、(三)台湾人同士で結婚したケースである。それぞれのケースにおいて、固有の戸籍と国籍の移動が見られる。以下では、彼らが日本の戸籍と国籍制度において、それぞれどのように対応しながら家族を形成してきたのか、具体的に見ていく。

三 台湾出身者の家族と戸籍

図2で示したように、台湾出身者は日本人との結婚の割合が高かった。そして、日本への帰化の割合も目立つ。まず戸籍制度について概観し、それから彼らに対するインタビュー内容と照らし合わせながら家族形成と婚姻形態を考察する。

図2 台湾出身者は日本人との結婚の割合
(単位：人)

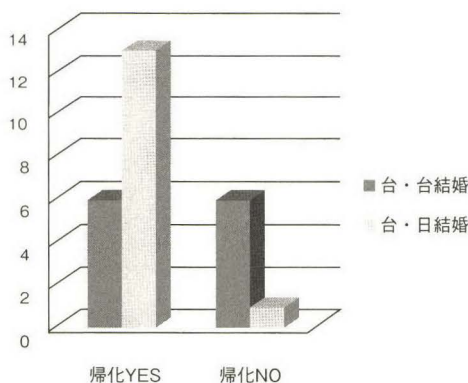


表2 調査対象者のプロフィール

対象者	出身地	性別	出生年	来日年	結婚年	結婚相手	現在国籍	子どもの数
A	台南 (台南州)	男	1917	1936	1940 (23)	台湾人	台湾	2男+1女
B	台南 (台南州)	女	1921	1940		台湾人	台湾	
C	雲林 (台南州)	男	1920	1939	1942 (22)	台湾人	台湾	3男+2女
D	嘉義 (台南州)	男	1922	1939	1944 (23)	台湾人	日本	2男+1女
E	嘉義 (台南州)	女	1924	1944		台湾人	日本	
F	台中 (台中州)	男	1922	1935	1943 (22)	日本人+日本人	日本	2男+1女 +1女
G	台中 (台中州)	男	1923	1939	1944 (22)	日本人	日本	1男+1女
H	宜蘭 (台北州)	男	1921	1942	1945 (24)	日本人	日本	1男+3女
I	台南 (台南州)	男	1922	1939	1944 (23)	日本人	日本	2男+1女
J	基隆 (台北州)	男	1919	1937	1945 (26)	日本人+台湾人	日本	1男+1女 1男+1女
K	台中 (台中州)	男	1922	1940	1944 (22)	日本人	日本	1男+1女
L	宜蘭 (台北州)	男	1919	1939	1944 (25)	日本人+中国人	中国	2女+2女
M	彰化 (台中州)	男	1923	1940	1945 (23)	日本人	日本	2男
N	台中 (台中州)	女	1922	1940	1940 (19)	台湾人	日本	1男+1女
O	台中 (台中州)	女	1924	1940	1944 (19)	台湾人	日本	2男
P	雲林 (台南州)	男	1921	1939	戦後 1947	日本人	日本	1男+1女
Q	嘉義 (台南州)	男	1923	1941	1944 (21)	日本人	日本	
R	台中 (台中州)	男	1923	1941	戦後 1945	日本人	日本	2男+1女
S	台中 (台中州)	男	1927	1945	戦後 1946	日本人	日本	2男
T	台中 (台中州)	男	1923	1935	戦後 1951	日本人	日本	1男+1女
U	宜蘭 (台北州)	女	1923	1944	1942	日本人	日本	2女+2女
V	台中 (台中州)	男	1920	1939	戦後 1945	台湾人	日本	2男+3女
W	台中 (台中州)	女	1926	戦後 1945		台湾人	日本	

*インタビュー調査に基づき、筆者作成。

Lさんは政治的な原因で台湾の中華民国の籍を離脱し、回復できなかった。

表3 台湾出身者の婚姻ケース

結婚 帰化	(1) 日本人夫との結婚	(2) 日本人妻との結婚 (含事実婚)	(3) 台湾人同士の結婚
YES	U	F・G・H・I・J※・K・M・ P・Q・R・S・T	D・E・N・O・V・W
NO		L※	A・B・C

※ J、Lさんは二度結婚しているが一回目の結婚は戦前日本人女性と結婚していた。

(一) 戦前の戸籍と戦後の国籍

戦前は、天皇家を総本家とする「大日本共同体」に他民族を包摂するという国家イデオロギーによって台湾出身者も日本国籍が与えられたが、生来の日本人と区別するため、内地籍と外地籍という戸籍区分が設定された。このような戸籍制度において戸籍の変動は、結婚や養子縁組のみ生じた。つまり、日本人夫が台湾人妻と婚姻した場合、台湾人妻は日本人夫の内地戸籍の「家」に入籍し、生来の台湾戸籍から除籍されることになる。また、台湾人夫が日本人妻と婚姻した場合は、日本人妻は台湾人夫の外地戸籍の「家」(台湾の家JIA)に入籍し、本来の内地戸籍の「家」から除籍されることになる。あるいは、台湾人夫が日本人妻と入夫婚姻しあるいは婿養子縁組婚姻をした場合は、台湾人夫は日本人妻の戸籍に入籍し、台湾の戸籍から除籍されることになる。

しかしながら、戦後、一九四八年一月一日に改正された法律により「戸主」を中心に構成された拡大家族で、一つの戸籍下に収斂されていた「家」制度は廃止された。日本の敗戦にともない、「帝国臣民」であった台湾人もサンフランシスコ平和条約の発効により、日本国籍から離脱することになり、国籍が大日本帝国から中華民國に変更された。では、このような変化の中で、「帝国臣民」家族から「外国人」家族へと変わった台湾出身者およびその家族には如何

なる変化が生じたのだろうか。戦前台湾出身者の家族、とくに日本人妻の戸籍を制約していた「家」制度の廃止に伴い、彼女たちに対する取り扱いはどうなったのかを法的制度から検討する。

平和条約が発効する前の「平和条約発効に伴う朝鮮人、台湾人等に関する国籍及び戸籍事務の処理」と題する「法務府民事局長通達」により、台湾出身者の国籍はたとえ内地に住んでも日本の国籍を喪失する一方、条約の発効前に朝鮮人又は台湾人との婚姻、養子縁組等の身分行為により内地の戸籍から外地籍の台湾籍になった生来の日本人も日本の国籍を喪失する。条約の発効前に内地人との婚姻、縁組の身分行為により内地の戸籍に入籍した場合があっても内地人であれば条約発効後も何らの手続を要することなく、引き続き日本の国籍を保有する。つまり、戦後の国籍は戦前の戸籍に左右され決定されたのである。

このような法的強制力に対して、台湾出身者はどのような家族を形成したのか、彼らが語った内容から分析する。

(二) 戸籍制度をめぐる台湾出身者の家族

ここではインタビュー調査から(1)日本人男性との結婚(2)日本人女性との結婚(3)台湾人同士との結婚、それぞれの実態の一端を明らかにしたい。

(1) 日本人男性と結婚した台湾人女性（内地家族）

今回の調査対象者の中で、日本人と結婚した女性にはUさんだけである。Uさんによると小学校卒業後、台湾にある公立の酒工場で働いていたが、そこで日本人の夫と知り合い、恋愛結婚をした。だが戦争中、夫が兵隊に取られると子どもと一緒に夫の日本の実家に身を寄せた。戦後、夫が戦死し、夫の弟と再婚した。

Uさんの場合は、終戦前、日本人男性と婚姻関係を持つことで、日本内地の「家」の一員と見なされ、外地籍から内地籍へと転籍することができた。戦争中は、内地籍を持っていたため外地籍を持っている台湾人と異なり、自由に内地へ移動することができた。また、終戦後も内地戸籍をもっていたために日本国籍が与えられ、日本人と同じ権利を保障されている。そのため、生まれから今日にいたるまでずっと日本国籍を持つことになった。

つまり、婚姻関係と「家」制度により、外地台湾籍から内地戸籍に転籍することになった台湾人女性は、「家」制度に包摂され、戦後も日本国籍を引き続き保持することができ、戦後外国人を束縛する外国人登録令の対象外となった。

(2) 日本人女性と結婚した台湾人男性（外地家族）

調査対象者二三人のうちに、一四人の台湾人男性は日

本人女性と婚姻関係（含擬似的結婚関係つまり事実婚）があった。

「私は戦争中、会ったこともない夫と結婚するよう父に言われた。当時は父の話は聞かなければならない時代ですからね。でも、終戦後、わけがわからないが私は日本国籍ではなくなった。中華民国国籍になってしまった。私はもと日本人にもかかわらず。日本人なのに、日本籍を取られて、変な話だね」（Mさんの日本人妻のインタビュー）。

南敏文によると台湾戸籍を持つ台湾人夫が内地籍を持つ日本人妻と婚姻する場合は、該当内地在籍の妻は、台湾の戸籍に入籍の事由が生じたものとして、共通法三条の適用を受け、台湾の戸籍事務官掌者から入籍通知（旧戸四十二条の二）を受けた上、内地戸籍から除籍する取り扱いがなされていた。そのため、終戦後、台湾人に嫁いだ生来の日本人は内地の戸籍を失ったため日本籍と認められず、一般外国人と同様に取り扱いされることになった（南一九九五・二二八―九）。

「戦後料理屋で妻と知り合い、一九五一年に結婚した。一九五二年に彼女は私と一緒に日本国籍を失い、台湾籍になった」（Tさんのインタビュー）。

つまり、台湾男性出身者は日本人と結婚しても養子にならないかぎり戸籍を取得できず、戦後は日本国籍を失った。一方日本人妻もたとえ生来の日本人だとしても、日本の国

籍を剥奪されることになった。

(3) 台湾人同士の結婚（外地家族）

一九四四年にOさんは同じ出身地の台湾人夫と出会い結婚した。彼女は「別にわざわざ台湾人と結婚するとか日本人と結婚するとかそういうことがありません。昔、日本にいる台湾人は本当に少なく珍しい存在でしたから。」と言っている。

台湾人同士の家族は、そもそも地域戸籍に編入されたため、終戦後、「家」論理を内包し上記の通達の基準に沿って、日本国籍を喪失し、「帝国臣民」家族から「外国人家族」になった。

以上見てきたように、日本の家族制度における戸籍の移動はあくまでも「家」における戸籍制度の論理にしたがったといえるであろう。戦前日本国籍を取得し、日本の「家」に包摂される台湾人女性がいる一方で、日本国籍を喪失し、「家」からも排除された日本人女性がいた。日本敗戦直後、国籍の認定は血縁と関係なく、「家」制度の中に含まれていた父系主義に基づいていた。

つまり、戦前から戦後にかけて、血統とは関係なく台湾人女性はい内地の「家」に入ることによって家族制度に包摂された。一方、日本人妻に対しては戦前の内地籍の排除と戦後の国籍の排除という二度の排除があった。

このような歴史的・法的強制力に対して、彼らはどのような対応を取ったのだろうか。

四 戸籍制度の排除に対する家族戦略

終戦以前に日本へ来た台湾人夫は、戦後、日本国籍を喪失したため、「特別永住」という在留身分で日本に定住することができた。一九八四年まで日本政府は父系血統主義を採用していたため、日本で生まれた子どもは日本国籍を取得することができなかった。しかし、戦後の冷戦体制による台湾政治の極めて不安定な状態から、よほどの理由がない限り戦前に日本へ来た台湾出身者の帰国の割合は極めて低い。このような状況の中で、台湾出身者が取った対応は以下のような二つの類型に大別できる。

(一) 事実婚（Hさん、Jさん、Mさん）

Mさんは戦争中日本人妻と「結婚」し、同居していたものの役所へ結婚届けを出さなかった。終戦後に子どもが生まれても手続きをしなかった。子どもはMさんの妻の子ども（俗称私生児）として届けられたため、日本国籍を取得した。戦後Mさんは子どもと同じで妻の姓を名乗っており、日中国交回復のきっかけに一九七三年に妻の姓で帰化した。周知の通り、一九七二の日中国交回復を機に、日本政府は台

湾の中華民国と断交した。そのため、Mさんのように多くの日本在住の台湾出身者は従来の中華民国の国籍が日本政府に認められなくなることを恐れ、日本への帰化手続きを行った（加藤一九七六、野入二〇〇一、陳二〇〇五）。

他方Hさんも結婚式を挙げたが公式的な手続きをしなかった。戦後子どもが生まれても結婚届けを出さなかったが、Mさんと違い、自分が使用していた日本式の姓を名乗らせて認知した。法律上婚姻関係がなかった日本人妻も日常生活で子どもと同様にHさんの日本式の姓を使い名乗っている。一九七三年にHさんは子どもと帰化した後の翌年、正式に結婚届けを出した(図3)。

図3 Hさんの戸籍謄本

(一) 離婚

Gさんは終戦前日本人妻と知り合い結婚したが、戦後G夫婦とも日本籍から台湾籍になった。子どもの就学が原因で表面上「離婚」手続きをし、妻を元日本人として日本に帰化させ、子どもを妻の戸籍に入れた。しかしながら実生活には以前と同様で同じ屋根で生活していた。

子どもを日本籍にするため、日本人妻から生まれた非嫡出子として、日本人妻の戸籍に入れ、父親不明の「戸籍」を作成した後に、台湾人夫がその子を認知するというGさんの事例は、当時の台湾出身者が日本で生きた子どもの将来を考えて取った一つの戦略だった。こうした対応を通して、台湾人出身者の「家族」は、日本の家族制度における排除に対して対抗した。

五 おわりに

以上、台湾人家族について国籍と戸籍の変遷から論じた。戦前の共同体の「家」は、血統とは関係がなく、「家」に入れるかどうかは戸籍が決める。戦前国家家族の「家」は、血縁を維持するのではなく、家そのものの拡張・存続が重視されるため血統にはこだわらない開放的な「家」であった。したがって、終戦前には外地人の血統がそれほど問題視されず境界線が曖昧であったため、内地の家制度に編入

されやすかった。明治以降の日本にまれにみる特殊な時期だったと考えられるが、ある意味では、包摂と排除の境界線が先天的なものではなく、後天的な個人の意思によって乗り越えられた。

戦前、台湾出身者は成り行きで恋愛結婚か見合い結婚で日本人か台湾人と結婚した。戦後、歴史変動に影響され「帝国臣民」家族から「外国人家族」になった。一方、台湾人に嫁いだ日本人妻も「日本敗戦」という歴史変動の強制力に翻弄され、「日本籍」を失い、外国人家族の妻になった。このように、戦前から戦後にかけての戸籍や国籍に振り回される台湾出身者「家族」の変遷が明らかになった。

一方、婚姻によって戸籍が変わる、あるいは日本の敗戦によって、国籍が変わるという当時の法的・歴史的状况に對して、台湾出身者家族は事実婚、不本意な離婚などの戦略を取って対応したことがわかった。このように法的には家族の形態を取らなくても日本社会に適應するため、彼らは戦略を用い、実質的な「家族」を形成した。

戸籍や国籍の変更は、台湾人出身者の家族形成や婚姻形態に影響を与えたが、それに伴い、台湾出身者の「姓」の変更も迫られた。台湾出身者が日本社会に適應するために、「姓」の変更をどのように受け止めたのか。その際に、どのような葛藤があったのかについて、次回の課題にしたい。

註

(1) 植民地時代の教育を皇民化教育という場合があるが、厳密にいえば、「皇民化教育」とは一九三七年七月の盧溝橋事件発生後に、「皇国精神の徹底を図り、普通教育を振興し、言語風俗を匡勵して忠良なる帝国臣民たるの素地を培養」することを目的として実施された政策である。一方、調査対象者は日中戦争以前に公学校教育を受けており、「皇民化」教育と区別するために、当時の教育を「帝国臣民」化教育とする。ここでの「帝国臣民」家族とは「帝国臣民」化教育を受けた台湾出身者と渡日後に形成したその家族を指す。

(2) 本稿では、歴史的な意味で「内地」という言葉を使用する。それ以外、「日本」という言葉を使用する。

(3) VさんとWさんは一九四五年終戦直後結婚した。

(4) 日本人夫と結婚後、外地籍から内地籍に転入したため、戦後になっても「日本人」と分類され日本国籍を与えられた。したがって、彼女は一生涯日本国籍である。

(5) 遠藤正敬によると、それを法律上規定したのが共通法（一九一八年法律第三九号）であり、その第三条第一項は「一ノ地域ノ法令ニ依リ其ノ地域ノ家ニ入ル者ハ他ノ地域ノ家ヲ去ル」として、他地域の「家」に入ることと条件に地域間の転籍を認めていた。

(6) 平和条約が発効する前に、一九五二年四月一日付の「平和条約発効に伴う朝鮮人、台湾人等に関する国籍及び戸籍事務の処理」とに題する「法務府民事局長通達」により台湾出身者の国籍は以下のように変更するとしていた（民事甲四三八）。

①これに伴い、朝鮮人及び台湾人は、内地に在住している者を含めてすべて日本の国籍を喪失する。

②もと朝鮮人は台湾人であった者でも、条約の発効前に内地人との婚姻、縁組の身分行為により内地の戸籍に入籍すべき事由の生じたものは、内地人であって、条約発効後も何らの手続を要することなく、引き続き日本の国籍を保有する。

③もと内地人であった者でも、条約の発効前に朝鮮人又は台湾人との婚姻、養子縁組等の身分行為により内地の戸籍から除籍せられるべき事由の生じたものは、朝鮮人又は台湾人であって、条約発効とともに日本の国籍を喪失する。

④条約発効後に、朝鮮人及び台湾人が日本の国籍を取得するには、一般の外国人と同様、もっぱら国籍法の帰化の手続きによることを要する。

なお、帰化の場合、朝鮮人及び台湾人「(三)」において述べた内地人を除く」は、国籍法第五条第二号の「日本国民」であった者及び第六条第四号の「日本の国籍を失った者」に該当しない。

参考文献

【日本語文献】

青井和夫（二〇〇一）「比較制度論的アプローチ」野ノ山久也編『家族社会学の分析視角—社会学的アプローチの応用と課題』ミネルヴァ書房。

青山道夫他編（一九七四）『講座家族8 家族観の系譜総索引』弘文堂。
有賀喜左衛門（一九五二）『日本の家』日本人類学編『日本民族』岩波書店。

井戸田博史（一九八六）『「家」に探る苗字となまえ』雄山閣出版。

遠藤正敬（二〇〇二）「戦後戸籍改革における朝鮮人・台湾人の処遇

——『日本国民』の法的範囲を律したもの」『早稲田政治公法研究』七〇・三一五—四四。

奥田安弘（二〇〇三）『家族と国籍』有斐閣。

小熊英二（一九九五）『単一民族神話の起源——日本人』の自画像の系譜』新曜社。

大橋九平治編（一九三二）『判例大完第三卷』常盤書房。

加藤俊作（一九七六）『無国籍者』の系譜——在台台湾人の場合——『関東学院大学文学部紀要』二二・六一—七四。

嘉本伊都子（二〇〇一）『国際結婚の誕生——『文明国日本』への道』新曜社。

川島武宜（一九五七）『イデオロギーとしての家族制度』岩波書店。

川島武宜（一九五〇）『日本社会の家族的構成』日本評論社。

黄 嘉琪（二〇〇八）『第二次世界大戦前後の日本における台湾出身者の定住化の一過程——ライフコースの視点から——』『海港都市研究』三・二九—四一。

黄 嘉琪（二〇〇八）『一九三〇年代における台湾出身者の「日本」への移動と要因——ライフコースの視点から——』『日本華僑華人』五・一六八—一八二。

高妻 新（一九六九）『平和条約発効前における内地人と外地人間の「籍」の移動——「戸籍」二七二—三〇〇。』

竹下修子（二〇〇〇）『国際結婚の社会学』学文社。

陳 天璽（二〇〇五）『無国籍』新潮社。

利谷信義（一九八七）『家族と国家——家族を動かす法・政策・思想』筑摩書房。

利谷信義・鎌田浩・平松紘編著（一九九六）『戸籍と身分登録』早稲

田大学出版社。

中川善之助他（一九三七）『民法』日本評論社。

中生勝美（二〇〇五）『日本の植民地における家族政策——戸籍・家族制度』田中真砂子・白石玲子・三成美保編『国民国家と家族・個人』早稲田出版社、一五一—一七三。

野入直美（二〇〇一）『石垣島の台湾人——生活史にみる民族関係の変容（二）』『琉球大学法文学部人間科学科紀要』八・一〇—一二五。

福島正夫（一九六七）『日本資本主義と「家」制度』東京大学出版社。

南敏文編著（一九九五）『Q & A 涉外戸籍と国際私法』日本加除出版。

柳田国男（一九六三）『大家族と小家族』『定本柳田国男集15』筑摩書房。

【中国語文献】

國科會專題計畫「網路科技對高級中學社會科教學的影響」高中地理科電子教科書第一冊『地学通論（地理一）第十三章人口（一）』。

施 建彬（二〇〇五）『由中國文化脈絡談台灣外籍新娘現象』『研究與動態』八・一四—一五。

陳 其南（一九八六）『婚姻、家族與社会』允晨文化公司。

周 婉筠（二〇〇二）『海行兮的年代』允晨文化出版。